

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3
- 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 8

### ◇ 告 示

- 指定管理者の指定の一部変更【産業経済局雇用・生産性改革推進部雇用政策課】 9
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 10
- 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】 14

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に該当して失職した職員に支給する失業者の退職手当の取扱いに係る規定を改めることにしました。
- 2 基本手当に相当する退職手当について、当該手当の受給期間を延長するための申出に係る期間を延長することとしました。  
この規則は、1については令和元年12月14日から、2については同月13日から施行することとしました。

### ◇北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。  
この規則は、令和元年12月14日から施行することとしました。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第34号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和44年北九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3号を削り、同条第4号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条第2項中「起算して1箇月以内」を「、条例第9条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同条第1項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第6条第1項中「条例第9条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）で同条第1項」を「基本手当に相当する退職手当で条例第9条第1項」に改める。

第2号様式（別紙）を次のように改める。

第2号様式（別紙）

② 退職理由			
任命権者の記載欄	退職者の記載欄	退職の理由	※公共職業安定所記載欄
<input type="checkbox"/>	-----	1 定年又は任期満了によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 定年による退職(定年 歳)	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	2 任命権者からの働きかけ等によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(6) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職	
<input type="checkbox"/>	-----	3 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	4 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	--- (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	<input type="checkbox"/>	--- (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	<input type="checkbox"/>	--- (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため	
	<input type="checkbox"/>	--- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	--- (5) 転居により通勤困難となったため (新住所: )	
	<input type="checkbox"/>	--- (6) その他 (具体的に )	
<input type="checkbox"/>	-----	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
		具体的事情記載欄(任命権者用)	

注1 退職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。

2 ※印欄には記載しないこと。

(日本産業規格A4)

第4号様式（別紙）を次のように改める。

第4号様式（別紙）

退職理由			
処理欄	退職者の申出	退職の理由	公共職業安定所の意見
<input type="checkbox"/>	-----	1 定年又は任期満了によるもの	
		(1) 定年による退職(定年 歳)	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) 任期満了による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	2 任命権者からの働きかけ等によるもの	
		(1) 懲戒免職等処分	
		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	
		(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
		(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
		(5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(6) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職	
<input type="checkbox"/>	-----	3 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	4 職員の個人的な事情に起因する退職	
		<input type="checkbox"/> --- (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
		<input type="checkbox"/> --- (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
		<input type="checkbox"/> --- (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため	
		<input type="checkbox"/> --- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
		<input type="checkbox"/> --- (5) 転居により通勤困難となったため (新住所： )	
<input type="checkbox"/> --- (6) その他 (具体的に )			
<input type="checkbox"/>	-----	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)	
具体的事情記載欄			

(日本産業規格A4)

第11号様式（裏面）を次のように改める。

第11号様式（裏面）

退職理由		退 職 の 理 由	※ 公共職業安 定所記載欄	
任 命 権 者 の 記 載 欄	退 職 者 記 載 欄			
<input type="checkbox"/>	-----	1 定年又は任期満了によるもの		
		(1) 定年による退職(定年 歳)		
	<input type="checkbox"/>	-----		(2) 任期満了による退職
	<input type="checkbox"/>	-----		2 任命権者からの働きかけ等によるもの
				(1) 懲戒免職等処分
				(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
				(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
				(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
				(5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分
	<input type="checkbox"/>	-----		(6) 北九州市職員退職手当支給条例第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職
	<input type="checkbox"/>	-----		3 公務上の傷病による退職
	<input type="checkbox"/>	-----		4 職員の個人的な事情に起因する退職
				<input type="checkbox"/> --- (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため
				<input type="checkbox"/> --- (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
				<input type="checkbox"/> --- (3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため
<input type="checkbox"/> --- (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため				
<input type="checkbox"/> --- (5) 転居により通勤困難となったため (新住所: )				
<input type="checkbox"/> --- (6) その他 (具体的に )				
<input type="checkbox"/>	-----	5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     具体的事情記載欄(任命権者用)                 </div>				

注1 退職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。

2 ※印欄には記載しないこと。

(日本産業規格A4)

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条第2項及び第6条第1項の改正規定は、公布の日（付則第3項において「公布日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）第3条の2第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「新規則」という。）第3条の2に規定する北九州市職員退職手当支給条例第9条第1項に規定する規則で定めるものとみなす。
- 3 新規則第5条第2項の規定は、同項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第35号

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年北九州市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第10条第1項第1号及び第2号中「、若しくは失職し」を削る。

付 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

北九州市告示第 286 号

北九州産業技術保存継承センターに係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和元年 12 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州産業技術保存継承センター	前	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
	後	平成 27 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 287 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 12 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 1 月 27 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	令和元年1月5日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	12台	令和元年1月8日	
	29台	令和元年1月16日	
	8台	令和元年1月20日	
	14台	令和元年1月26日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	20台	令和元年1月20日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年1月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	令和元年1月5日	
	29台	令和元年1月8日	
	4台	令和元年1月13日	
	1台	令和元年1月14日	
	1台	令和元年1月18日	
	1台	令和元年1月21日	
	2台	令和元年1月26日	
	1台	令和元年1月27日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和元年1月21日	北九州市小倉南区八重洲町16番 八重洲自転車保管所

小倉南区自転車放置禁止区域外	3台	令和元年1月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	令和元年1月8日	
	3台	令和元年1月19日	
	6台	令和元年1月21日	
	2台	令和元年1月28日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和元年1月5日	北九州市若松区響南町8番
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年1月26日	小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年1月11日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	3台	令和元年1月29日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	12台	令和元年1月15日	北九州市八幡西区長崎町2番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和元年1月19日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和元年1月6日	北九州市八幡西区築地町10番
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年1月1日	築地自転車保管所
	1台	令和元年1月6日	
	3台	令和元年1月8日	
	2台	令和元年1月15日	

J R九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	令和元年1月22日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	令和元年1月14日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年1月1日	
	1台	令和元年1月7日	
	1台	令和元年1月19日	
	1台	令和元年1月25日	
	5台	令和元年1月28日	

北九州市告示第 288 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和 39 年北九州市条例第 24 号）第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 条第 1 項の規定により、令和元年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの北九州市立門司病院における利用料金の額を承認したので、北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成 31 年北九州市規則第 18 号）第 2 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 12 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

項目		金額 (税抜)	金額 (税込)
セカンドオピニオン料（30分まで）		13,000円	14,300円
セカンドオピニオン料（30分を超えて60分まで）		20,000円	22,000円
面談料（30分まで）		5,000円	5,500円
お む つ 料	コンフォートパッド ノーマル	40円	44円
	コンフォートパッド スーパー	110円	121円
	フレックス ベルトタイプ プラス S	90円	99円
	フレックス ベルトタイプ プラス M	100円	110円
	フレックス ベルトタイプ プラス L	110円	121円
	フレックス ベルトタイプ マキシ S	130円	143円
	フレックス ベルトタイプ マキシ M	130円	143円
	フレックス ベルトタイプ マキシ L	150円	165円
	パンツ パンツタイプ プラス S	90円	99円
	パンツ パンツタイプ プラス M	100円	110円
	パンツ パンツタイプ プラス L	110円	121円

	L			
	フィックス パンツタイプ S		1 1 0 円	1 2 1 円
	フィックス パンツタイプ M		1 1 0 円	1 2 1 円
	フィックス パンツタイプ L		1 1 0 円	1 2 1 円
	デュオ 頻便対応パッド		3 0 円	3 3 円
	サブパッド		3 0 円	3 3 円
風しん抗体検査（市助成対象者）		H I 法	4, 9 5 4 円	5, 4 4 9 円
緊急風しん抗体検査（市助成対象者）	月～金曜日午前8時から午後6時までの間、又は土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して実施する場合	H I 法及びL T I 法	4, 9 3 0 円	5, 4 2 3 円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法及びF I A 法	6, 3 2 0 円	6, 9 5 2 円
	上記以外	H I 法及びL T I 法	5, 4 3 0 円	5, 9 7 3 円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法及びF I A 法	6, 8 2 0 円	7, 5 0 2 円
予防接種	麻しん（小児）		9, 2 5 5 円	1 0, 1 8 0 円
	麻しん（成人）		8, 5 0 5 円	9, 3 5 5 円
	風しん（小児）		6, 1 4 5 円	6, 7 5 9 円
	風しん（成人）		6, 1 4 5 円	6, 7 5 9 円
	麻しん風しん混合（小児）		1 0, 1 7 5 円	1 1, 1 9 2 円
	麻しん風しん混合（成人）		9, 4 2 5 円	1 0, 3 6 7 円
	三種混合（百・ジ・破）		5, 4 8 5 円	6, 0 3 3 円
	二種混合（ジ・破）（第1期）		5, 3 7 5 円	5, 9 1 2 円
	二種混合（ジ・破）（第2期）		4, 6 2 5 円	5, 0 8 7 円
	日本脳炎		6, 5 7 5 円	7, 2 3 2 円
	B C G		7, 0 7 5 円	7, 7 8 2 円

B型肝炎ワクチン		6,465円	7,111円
水痘ワクチン		8,700円	9,570円
高齢者用肺炎球菌ワクチン		7,770円	8,547円
小児用肺炎球菌ワクチン（プレベナー）		11,400円	12,540円
ヒブワクチン		8,340円	9,174円
子宮頸がんワクチン		15,450円	16,995円
不活化ポリオワクチン		9,525円	10,477円
四種混合（ジ・百・破・ポ）		10,675円	11,742円
インフルエンザ	65歳以上の者	4,545円	4,999円
	3歳～65歳未満の者（1回につき）	4,728円	5,200円
	6ヶ月～3歳未満の者（1回につき）	4,000円	4,400円
おたふくかぜワクチン（6歳未満）		6,600円	7,260円
おたふくかぜワクチン（6歳以上）		5,900円	6,490円
ロタウイルスワクチン		14,953円	16,448円
狂犬病ワクチン		11,905円	13,095円
A型肝炎ワクチン		7,143円	7,857円
駐車場	患者等	—	1台につき3時間まで 50円（1時間まで無料）3時間を超える30分又はその端数ごとに50円
	その他の者	—	1台につき30分又はその端数ごとに50円（15分まで無料）